

報道関係者各位

令和8年9月24日

令和8年度舞鶴市北吸墓園の使用者募集について

舞鶴市北吸墓園の空き区画について、使用者募集を次のとおり行いますのでお知らせいたします。

1. 墓園名 舞鶴市北吸墓園
 2. 墓園場所 舞鶴市字北吸1051番地
(三宅団地前バス停から南へ徒歩約5分)
 3. 募集区画数 46 区画
 4. 応募資格 本市に住所を有するものであって、祭祀を主宰するもの
 5. 墓地の構造・規格等
 - (1) 1区画は4平方メートル(2坪四方)
 - (2) 墓碑、納骨室など、施設の大きさ、型、設置規準は市が条例等で定めたとおり。
 6. 使用者が守らなければならないこと
使用許可を受けた日から3年以内に、規定の墳墓を設けること。
 7. 使用料 1区画25万円(初年度のみ)
 8. 管理料 4,200円(年間)
 9. 応募方法
以下のいずれかの方法
 - (1) 市役所生活環境課、西支所又は加佐分室へ持参
 - (2) 市役所生活環境課あてに郵送(締切当日の消印有効)
 - (3) 申し込みフォームからの電子申請(ホームページにQRコードあり)
- ※1世帯1人に限る。(既に北吸墓園を利用されている世帯は不可)
10. 受付期間
令和8年10月1日(木)～21日(水)
平日 午前9時～午後4時30分まで(窓口の場合)
- ※募集要項及び申込書は10月1日(木)から市役所生活環境課、西支所、加佐分室で配布
ホームページにも掲載
11. 使用場所の決定について
公開抽選で決定。



休日の部活動を
地域に展開

舞鶴市 生活環境課(担当:有田、吉田)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1064](tel:0773-66-1064)、[FAX:0773-62-9891](tel:0773-62-9891)
E-mail:kankyou@city.maizuru.lg.jp